

第128期中間決算公告

平成20年12月19日

岡山県岡山市丸の内1丁目15番20号  
株式会社 中国銀行  
取締役頭取 永島 旭

中間貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	162,506	預 金	4,890,742
コーポレート	2,539	譲渡性預金	157,595
買入金銭債権	53,892	コーポレート	42,210
商品有価証券	2,350	債券貸借取引受入担保金	66,470
金銭の信託	33,559	借 用 金	10,164
有 価 証 券	1,954,330	信 託 勘 定 借	77
貸 出 金	3,285,696	外 国 為 替	162
外国為替	7,563	そ の 他 負 債	89,463
そ の 他 資 産	95,876	未 払 法 人 税 等	7,951
有形固定資産	45,044	リ ー ス 債 務	173
無形固定資産	161	そ の 他 の 負 債	81,339
繰延税金資産	39,016	賞 与 引 当 金	1,745
支払承諾見返	33,295	退 職 給 付 引 当 金	14,317
貸倒引当金	61,481	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	344
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	436
		ポ イ ン ト 引 当 金	103
		支 払 承 諾	33,295
		負 債 の 部 合 計	5,307,129
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,149
		資 本 剰 余 金	6,286
		資 本 準 備 金	6,286
		利 益 剰 余 金	329,363
		利 益 準 備 金	15,149
		そ の 他 利 益 剰 余 金	314,214
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	335
		固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定	33
		別 途 積 立 金	303,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,244
		自 己 株 式	2,951
		株 主 資 本 合 計	347,847
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	359
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	982
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	623
		純 資 産 の 部 合 計	347,223
資 産 の 部 合 計	5,654,352	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,654,352

中間損益計算書

( 平成20年 4月 1日 から  
平成20年 9月30日 まで )

( 単位 : 百万円 )

科 目	金	額
経 常 収 益		74,278
資金運用収益	51,433	
(うち貸出金利息)	( 32,380 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 15,927 )	
信託報酬	36	
役務取引等収益	9,633	
その他業務収益	5,261	
その他経常収益	7,913	
経 常 費 用		67,017
資金調達費用	11,280	
(うち預金利息)	( 7,295 )	
役務取引等費用	1,908	
その他業務費用	7,909	
営業経費	30,038	
その他経常費用	15,879	
経 常 利 益		7,261
特 別 利 益		16
特 別 損 失		491
税引前中間純利益		6,786
法人税、住民税及び事業税		8,251
法人税等調整額		5,178
中 間 純 利 益		3,713

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

##### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

当中間期において、変動利付国債について、市場における取引が活発に行われているとはいえない状況が顕在化してきたことから、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を機に、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」の市場価格を時価とみなせるかどうかについてあらためて検討し、合理的に算定された価額を公正な評価額としております。この結果、「有価証券」中の国債は、7,638百万円、その他有価証券評価差額金が4,552百万円増加し、繰延税金資産は3,085百万円減少しております。なお、損益に及ぼす影響はありません。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

##### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### 4. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：4年～40年

その他：2年～20年

###### (2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

###### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額につい

ては、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てることとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上することとしております。なお、当中間期における計上額はありません。

### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	企業年金制度にかかるものについて、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生年度から損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金に係る内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。

### (6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

#### (7) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

#### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 8. ヘッジ会計の方法

##### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

##### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

#### 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は173百万円、リース債務は173百万円増加しております。なお、損益に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

### (中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 2,992百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,131百万円、延滞債権額は75,139百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,160百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は117,709百万円であります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は58,366百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は18百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	76,031百万円
その他資産	79百万円

担保資産に対応する債務

預金	40,385百万円
コールマネー	6,263百万円
債券貸借取引受入担保金	66,470百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券256,300百万円および商品有価証券41百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は99百万円、保証金は477百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,357,753百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が1,311,216百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 68,587百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は18,680百万円であります。

12. 1株当たりの純資産額 1,501円 10銭

13. 当中間期末の自己資本比率(国際統一基準)は、12.67%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 8,560 百万円及び株式等償却 1,161 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 16 円 03 銭
3. 当中間期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(イ) 岡山県内

用途	営業用店舗等	8 カ所
	処分予定資産及び遊休資産	2 カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	314 百万円	

(ロ) 岡山県外

用途	営業用店舗等	4 カ所
	処分予定資産及び遊休資産	2 カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	59 百万円	

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(374 百万円)として特別損失に計上しております。

営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算出しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	11,385	12,091	705
地方債	9,656	9,840	184
社債	1,992	2,070	77
合計	23,034	24,001	967

(注)時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	126,082	135,654	9,571
債券	1,461,747	1,470,354	8,607
国債	512,794	515,848	3,054
地方債	416,127	420,175	4,047
社債	532,825	534,330	1,505
その他	344,793	327,360	17,432
外国債券	207,092	200,740	6,352
その他	137,700	126,619	11,080
合計	1,932,622	1,933,369	746

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、減損処理は当中間期末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去の株価動向、業績推移並びに同業種の動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

当中間期の減損処理額は、7,234百万円(うち株式1,091百万円、外国債券5,666百万円、その他証券477百万円)であります。

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式（出資）及び関連法人等株式（出資）	
子会社・子法人等株式（出資）	2,904
関連法人等株式（出資）	88
その他有価証券	
非上場株式	4,842
事業債	18,980
信託受益権	6,748
その他の証券	4,374

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	21,269百万円
その他有価証券評価損	17,199百万円
退職給付引当金	6,894百万円
減価償却費	6,411百万円
有価証券評価減	4,890百万円
繰延ヘッジ損	844百万円
賞与引当金	785百万円
その他	3,656百万円
繰延税金資産小計	61,952百万円
評価性引当額	4,028百万円
繰延税金資産合計	57,923百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価益	17,261百万円
前払年金費用	1,208百万円
固定資産圧縮積立額	232百万円
繰延ヘッジ益	178百万円
その他	26百万円
繰延税金負債合計	18,906百万円
繰延税金資産の純額	39,016百万円

平成20年12月19日

岡山県岡山市丸の内1丁目15番20号  
株式会社 中国銀行  
取締役頭取 永島 旭

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社

中銀保証株式会社、中銀リース株式会社、中銀カード株式会社、  
中銀アセットマネジメント株式会社、株式会社CBS、中銀事務センター株式会社

非連結の子会社及び子法人等

中銀投資事業組合1号、中銀投資事業組合2号、中銀投資事業組合3号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 なし

持分法適用の関連法人等 なし

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

中銀投資事業組合1号、中銀投資事業組合2号、中銀投資事業組合3号

持分法非適用の関連法人等

岡山プリペイドカード株式会社、ベネッセ・中銀投資事業有限責任組合1号

持分法非適用の非連結の子会社及び関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### (3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

中間連結貸借対照表(平成20年 9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	162,781	預 金	4,889,125
コールローン	2,539	譲渡性預金	157,235
買入金銭債権	56,098	コールマネー	42,210
商品有価証券	2,350	債券貸借取引受入担保金	66,470
金銭の信託	33,944	借 用 金	21,638
有 価 証 券	1,964,908	外 国 為 替	162
貸 出 金	3,276,650	信 託 勘 定 借	77
外 国 為 替	7,563	そ の 他 負 債	101,762
リス投資資産	22,121	賞 与 引 当 金	1,830
そ の 他 資 産	107,070	退 職 給 付 引 当 金	14,411
有形固定資産	45,701	役員退職慰労引当金	393
無形固定資産	193	睡眠預金払戻損失引当金	436
繰延税金資産	41,374	ポイント引当金	140
支払承諾見返	33,295	負 の の れ ん	1,396
貸倒引当金	67,234	支 払 承 諾	33,295
		負債の部合計	5,330,588
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,149
		資 本 剰 余 金	6,350
		利 益 剰 余 金	332,512
		自 己 株 式	2,969
		株 主 資 本 合 計	351,041
		その他有価証券評価差額金	436
		繰延ヘッジ損益	982
		評価・換算差額等合計	546
		少 数 株 主 持 分	8,275
		純資産の部合計	358,771
資産の部合計	5,689,359	負債及び純資産の部合計	5,689,359

中間連結損益計算書

平成20年 4月 1日から  
平成20年 9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	82,892
資金運用収益	51,588
(うち貸出金利息)	( 32,473 )
(うち有価証券利息配当金)	( 15,978 )
信託報酬	36
役務取引等収益	9,611
その他の業務収益	13,064
その他の経常収益	8,591
経常費用	74,508
資金調達費用	11,358
(うち預金利息)	( 7,293 )
役務取引等費用	1,908
その他の業務費用	14,222
営業経費	30,250
その他の経常費用	16,767
経常利益	8,384
特別利益	16
特別損失	492
税金等調整前中間純利益	7,908
法人税、住民税及び事業税	8,821
法人税等調整額	5,342
少数株主利益	276
中間純利益	4,152

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (追加情報)

当中間連結会計期間において、変動利付国債について、市場における取引が活発に行われているとはいえない状況が顕在化してきたことから、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を機に、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」の市場価格を時価とみなせるかどうかについてあらためて検討し、合理的に算定された価額を公正な評価額としております。この結果、「有価証券」中の国債は7,716百万円、その他有価証券評価差額金は4,580百万円、少数株主持分は17百万円増加し、繰延税金資産は3,118百万円減少しております。なお、損益に及ぼす影響はありません。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：4年～40年

その他：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法に基づく定率法により償却しております。

#### 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リー

ス期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てることとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上することとしております。なお、中間連結会計期間における計上額はありません。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	企業年金制度に係るものについて、発生した連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金に係る内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った当行の睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引にかかる収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、リース投資資産が22,121百万円、その他負債が215百万円、有形固定資産が33百万円それぞれ増加し、その他資産が22,035百万円減少しております。また、経常収益が181百万円減少、経常費用が85百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は96百万円減少しております。

また、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、前連結会計年度末日における固定資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上する方法(リース取引に関する会計基準の適用指針第81項)によっております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は1,677百万円減少しております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く)617百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,671百万円、延滞債権額は76,475百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,160百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,585百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は58,366百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は18百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	76,056百万円
その他資産	1,625百万円
リース投資資産	8,639百万円

担保資産に対応する債務

預金	40,385百万円
コールマネー	6,263百万円
債券貸借取引受入担保金	66,470百万円
借入金	9,254百万円
その他負債	25百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券256,300百万円及び商品有価証券41百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は99百万円、保証金は477百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,389,819百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,343,283百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 72,446百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の残高は18,680百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額1,515円40銭
13. 当中間連結会計期間末の自己資本比率(国際統一基準)は、13.00%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 9,276 百万円及び株式等償却 1,256 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 17 円 93 銭
3. 当中間連結会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(イ) 岡山県内

用途	営業用店舗等	8 カ所
	処分予定資産及び遊休資産	2 カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	314 百万円	

(ロ) 岡山県外

用途	営業用店舗等	4 カ所
	処分予定資産及び遊休資産	2 カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	59 百万円	

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(374 百万円)として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、各社を1つの資産グループとしております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算出しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	11,385	12,091	705
地方債	9,656	9,840	184
社債	1,992	2,070	77
合計	23,034	24,001	967

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	126,719	136,775	10,056
債券	1,471,838	1,480,432	8,594
国債	522,885	525,926	3,041
地方債	416,127	420,175	4,047
社債	532,825	534,330	1,505
その他	345,296	327,842	17,453
外国債券	207,092	200,740	6,352
その他	138,203	127,101	11,101
合計	1,943,853	1,945,050	1,196

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」と言う。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は7,235百万円(うち株式1,092百万円,外国債券5,666百万円,その他証券477百万円)であります。

また、当該減損処理は期末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去の株価動向、業績推移並びに同業種の動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

3 . 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額  
(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	6,066
事業債	19,004
信託受益権	6,748
その他の証券	4,398
子法人等出資	505
関連法人等株式及び出資	112